

16.電子申請届出システムについて

電子申請届出システムの概要

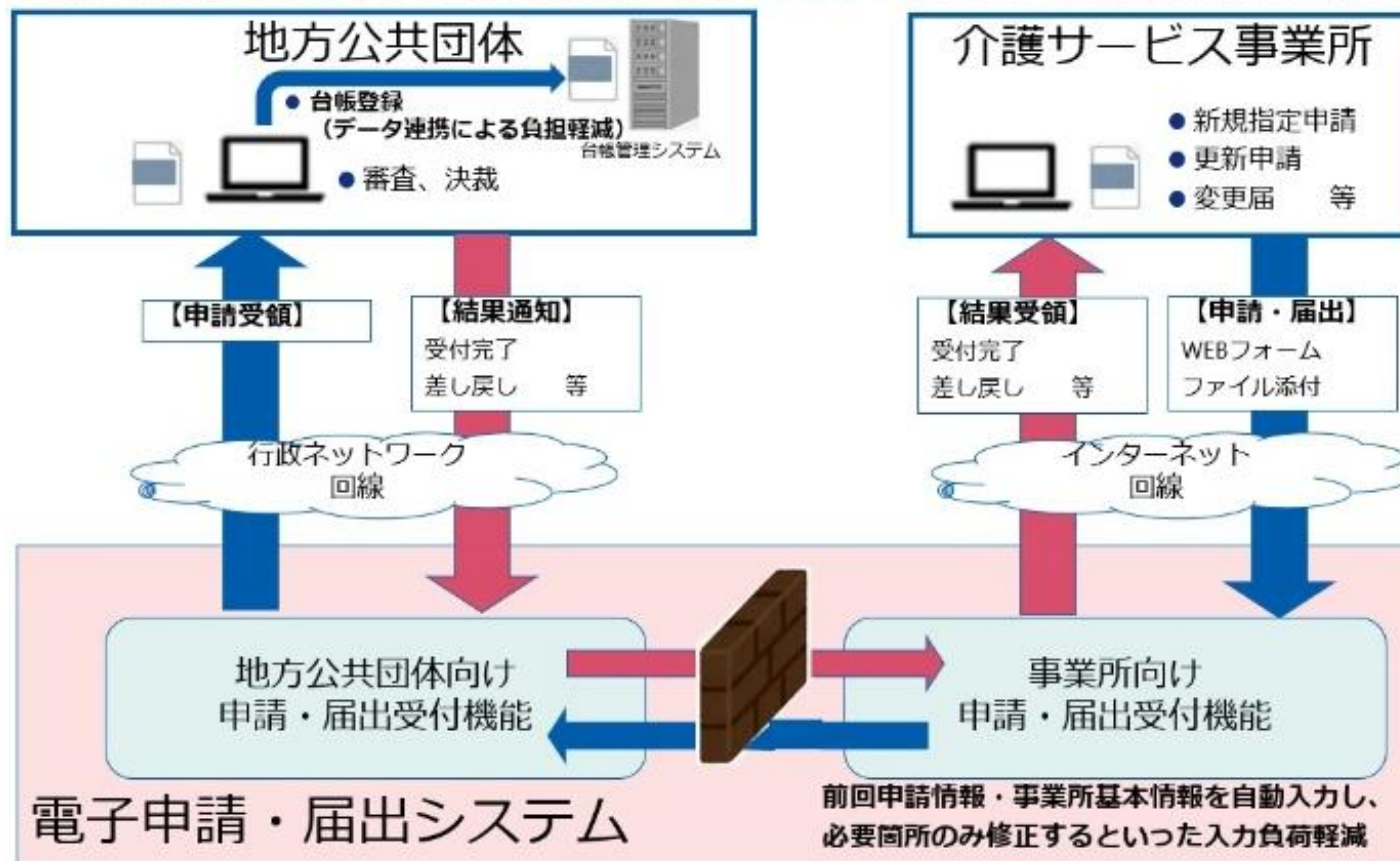
目的・背景

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、介護事業者が全ての地方公共団体に対して介護サービスの指定申請等に係る申請届出を簡易に行うことができるよう、オンラインによる申請届出が可能な「電子申請届出システム」が令和4年11月から運用開始されています。

長野県では、令和6年10月1日より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しています。

※各市町村の受付開始時期については、各市町村へお問い合わせください。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



電子申請届出システムの概要

電子申請届出システムのメリット

- 提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます！
- 申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することができます！
- 添付書類について電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルをご活用いただけます！
- 申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能です！

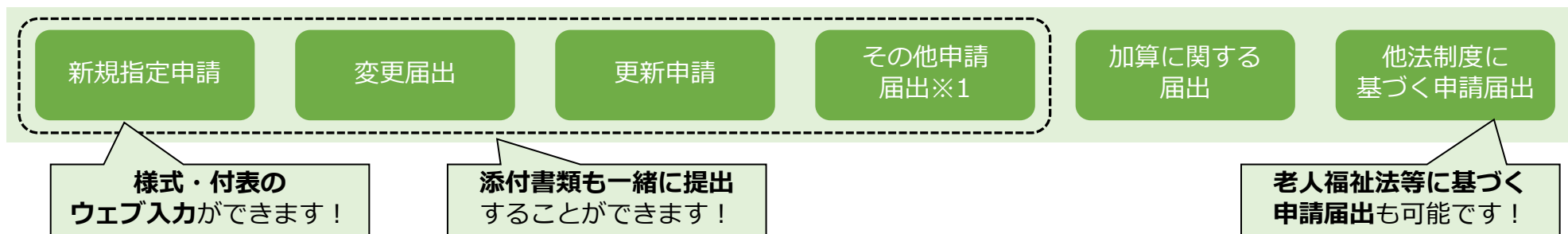
●介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

●本システムより受付可能な電子申請・届出の種類



※1：「その他申請届出」は、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等を含みます。

GビズIDの取得について

GビズIDとは

gBizIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

電子申請届出システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントが必要になります。

電子申請届出システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

GビズIDの申請の流れ

電子申請届出システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

(gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。)

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムはオンライン又は書類による審査が必要であり、**書類審査にかかる期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！**

アカウント申請
に必要なものを
準備する

パソコンにて
gBiz IDプライム
申請書を作成す
る

申請書を印刷し
押印する

申請書と印鑑
(登録) 証明書
を郵送する

審査完了
メール受取り

パスワード
登録完了

● gBiz IDは電子申請届出システム以外の**省庁・自治体サービスでもご活用**いただけます。

【gBiz IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和6年10月時点）

日本年金機構
「社会保険手続きの電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・融資電子
申請システム(SNポータル)」

中小企業庁
「IT導入補助金2023」

● 詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。



17.災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システムについて

1 システムについて

- **概要**：「災害時情報共有システム」＝介護サービス情報公表システムに追加された災害時情報共有機能
- **目的**：介護施設等の被害状況を国・県・市町村が迅速に把握・共有し、迅速かつ適切な支援につなげる
- **利用対象**：情報公表システムの報告対象施設（公表実績のある施設、これから公表を行う新規施設を含む）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

2 報告の流れ

1.国による災害情報の登録	災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、災害時情報共有システムに「災害情報」を登録します。
2.県から施設等への周知	厚生労働省から登録の連絡を受けた県は、直接または市町村を通じて、速やかに介護施設等へメール等により周知します。
3.被害状況の報告	県または市町村から連絡を受けた介護施設等は、災害時情報共有システム上で被災状況を報告してください。 【システムURL】 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/index.php（長野県内事業者用） 【ログイン情報】 ・ <u>情報公表システムの報告対象施設は情報共有システムのIDとパスワード</u> ・ 特定施設の指定の有無に関わらず、有料、サ高住、養護、軽費、生活支援ハウスは県が通知したIDとパスワード 【報告手順概要】 「ログイン」→「1.被災状況の報告」→「報告する災害情報を選択」→「選択した災害の被災報告をする」→「被災状況の内容を入力」→「報告する」 *下記の県ホームページに、操作画面付きの手順概要があります〔参照：被災状況報告について(PDF)〕。

***被災時の迅速かつ適切な支援につなげるため、本システムによる報告に御協力をお願いします**

○詳細な情報につきましては、県ホームページをご確認ください。

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者施設」→「災害発生時における被災状況の報告について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shisetsu/saigaihoukoku.html>

18.介護人材確保等に係る長野県の実施について

介護生産性向上推進総合事業について

生産性向上のための情報提供や専門家への取次・連携をおこなうワンストップ窓口である「長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター」を設置しています。事業所の生産性向上に関する課題解決のサポートを行っています。是非、ご相談ください。

主な支援内容



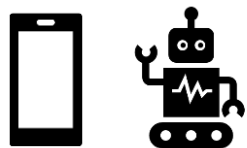
各種相談

業務改善やテクノロジー活用に関する相談に対応し、専門の機関・アドバイザーへの取次ぎも行います。



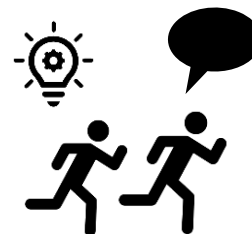
展示会・研修会

生産性向上の取組に関する研修会の開催、介護ロボットや機器の展示を実施します。



ロボット・ICT機器試用貸出

ロボットや機器の試用を希望する事業所を開発企業に取り次ぎます。



伴走支援

生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジー導入等に係る専門家を派遣し継続的な支援を行います。

介護現場における生産性向上とは？

業務改善やテクノロジーの導入により生まれた時間を、人材育成や利用者との関わりに充てることで「ケアの質の向上」につなげることを目的としています。

【お問合せ先】

(公財) 介護労働安定センター長野支部

電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906 E-mail：nagano@kaigo-center.or.jp

信州介護人材誘致・定着事業について

マンパワーグループ株式会社（長野県からの委託）が必要な研修・プログラムを受けた人材（無資格者・有資格者・シニア層）を、介護サービス事業所へ紹介・派遣する事業。事業所にて、マンパワーによるサポートを受けながら、OJT（3ヶ月程度）を実施後、直接雇用へつなげる。

事業参加のメリット

資格取得費用を県が負担！

無資格者の初任者研修の資格取得費用を長野県が負担。
介護事業所による負担なし。

採用時のリスク軽減！

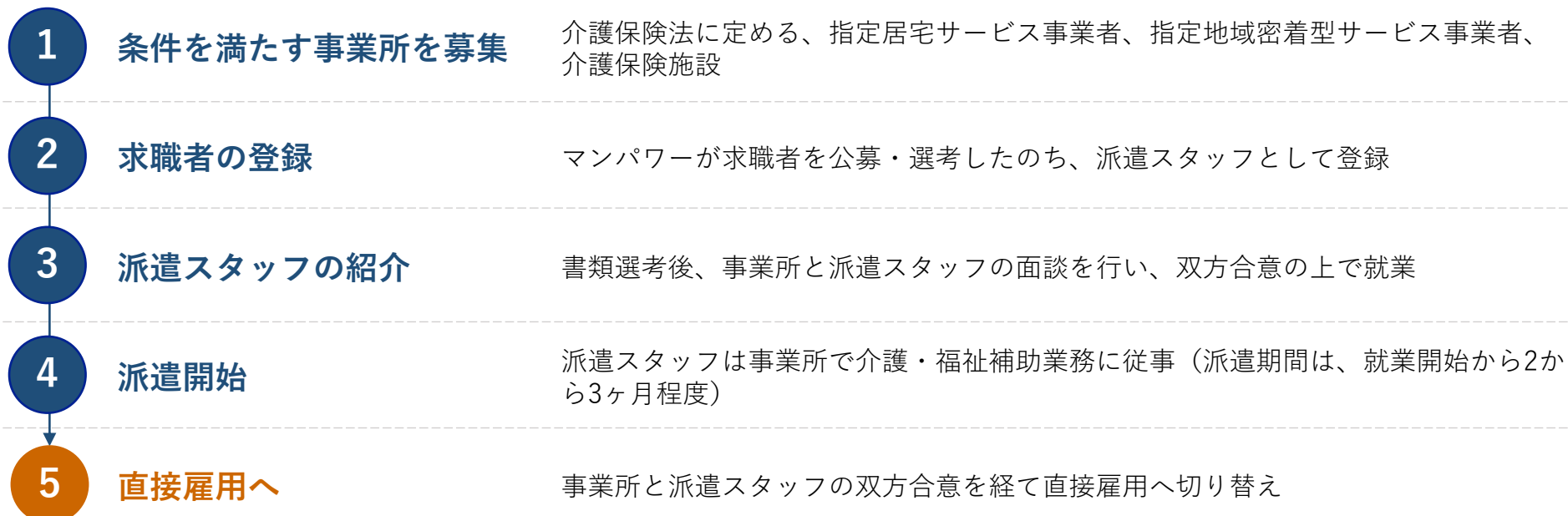
広範囲より募集した人材の中から、事業所のニーズに合わせて選考。
書類選考・面接を実践し、ミスマッチを防ぐ。

労務管理・フォローお任せ

派遣期間中の給与計算・社会保険手続等は雇用主のマンパワーが行う。
スタッフの悩み・不安・疑問等の諸問題にも対応。

直接雇用までの流れ

※OJT期間中の時給、社会保険料、交通費は事業主の負担となります。



【お問合せ先】

マンパワーグループ株式会社甲信支店 電話：0120-557-148

※つながりにくい場合はこちらへ
026-228-1069

福祉・介護人材マッチング支援事業について

1 マッチング支援

長野県社協福祉人材センター（長野県からの委託事業）は、福祉の仕事を目指す求職者と福祉事業者を結ぶ無料職業紹介事業を実施しています。長野県内3カ所にキャリア支援専門員を配置し、求人求職のニーズにきめ細かく対応しています。正規・非正規職員以外に介護助手（補助員）の導入に係る相談もお受けできます。是非、ご活用ください。

※ 長野県社協福祉人材センターは、社会福祉法に基づき長野県知事の指定を受け設置されています。無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得ています。

- ・福祉専門の求人・求職サイト「福祉のお仕事」（運営:全国社会福祉協議会）
<https://www.fukushi-work.jp/>
- ・信州福祉・介護のひろば(運営:長野県社協 福祉人材センター)
<https://fukushi-nagano.jp/>
- ・福祉・介護の仕事PR動画「ふくしのトビラ Vol.1」
<https://youtu.be/shWZjkEA4DI>

2 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣

長野県社会福祉協議会（長野県からの委託事業）では、社会福祉事業経営者及び施設経営者の様々な相談に応えるため、専門家を無料で派遣する「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」（長野県委託事業）を実施しています。是非、ご活用ください。

- (1) 相談内容（相談時間は1回2時間）
運営管理、会計・税務、労務管理・人材定着、法務、介護職場の業務診断、職場における心の健康づくり、キャリアパス構築・人材育成、BCP（事業継続計画）策定
- (2) アドバイザー派遣経費
無料(但し、年間[4月～翌年3月]の間に1法人5回まで)
- (3) 申込み方法
次のURL、もしくは2次元コードから申し込んでください。<https://forms.gle/aoxSEVFoNkims6WL8>
- (4) その他
この事業は、福祉・介護事業者の経営課題等解決にアドバイスするものです。アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって判断してください。



【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyō.or.jp

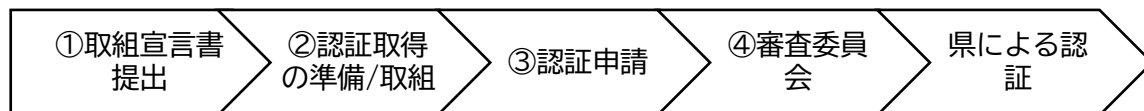
信州福祉事業所認証・評価制度運用事業（「信州ふくにん」）について

長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています(運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会)。

1 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	7	資格取得等への支援の実施	13	計画的な採用の実施
2	キャリアパスの構築	8	新規採用者への計画的教育の実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
3	キャリアパスの周知	9	個人の研修履歴の把握	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
4	年間研修計画の策定	10	個別面談の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
5	OJTの計画的・体系的実施	11	人材育成を目的とした評価の実施	17	健康管理に関する取組
6	職場内外OFF-JTの実施	12	職位等に応じた給与体系	18	利用者・家族からの要望に関する取組

2 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。
※詳細は、こちらのURLにある実施要綱等をご覧ください。

<https://fukushi-nagano.jp/officesearch/>

3 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会(長野県委託事業)での**優先的参加**
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数が5回から**7回**に増えます
- その他、認証取得法人の**P R 活動協力**等

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyō.or.jp



その他 介護人材確保に係る県の取組について

1 キャリア形成訪問指導事業

事業内容	介護従事者のキャリアアップを支援するため、介護福祉士会等職能団体の有資格者等を講師として介護事業所に派遣し、研修を行います。
費用	講師の派遣を受けることに、介護事業所の負担はありません。
研修例	介護職員の基本的態度、職業倫理、ノーリフトケア、感染予防と対策等 (県ホームページに各研修実施団体において実施可能な研修プログラムを公表しています。)
申込方法	研修実施団体へ直接お申込みください。
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」→「キャリア形成訪問指導事業」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/fukushi/kaigo/kenshu/career.html

2 外国人介護人材住居借上支援事業

事業内容	介護施設を経営する者が、外国人人材用の住居を借り上げ、居住させる場合、住居借り上げ等に必要な費用を助成します。
対象となる外国人介護人材	「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人が対象です。
対象経費	賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料、プロバイダ料金、自治会費等（敷金、礼金、更新料は対象外）
補助基準額	居住者負担額を引いた額の1／2以内 （補助上限 月額15,000円／1人）
補助対象期間	雇用開始から1年を経過する日まで
申込方法	県あてに事業計画書を提出してください。
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html

○その他の事業につきましては県ホームページをご確認ください。

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/fukushi/kaigo/jinzaikakuho/index.html>

19.その他

- 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き
(令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業)
- 介護サービス事業者における個人情報の適正な取扱いの徹底について
- 共生型サービスについて
- 福祉サービス第三者評価について
- 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
- 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について
- 社会福祉施設における感染症発生時に係る報告について
- 介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について（介護保険最新情報Vol.1172）
- 生活保護法による指定介護機関のみなさまへ
- 介護施設・事務所等における災害時情報共有システムの利用について
- 長野労働局関係資料
 - ◆ 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント
 - ◆ 介護労働者の転倒災害を防止しましょう
 - ◆ 転倒災害に注意しましょう
 - ◆ 転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう
 - ◆ エイジフレンドリーガイドライン
 - ◆ 労働安全衛生に関するホームページURL一覧

「説明動画の視聴＋資料の閲覧」→ 受講確認票の提出 → 出席となります。

●提出方法

- ・ 「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

●注意事項

- ・ 同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。（例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。）
- ・ 休止中の事業所は回答不要です。
- ・ **長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。**

長野県への受講報告はこちらの
QRコードから申請が可能です

★受講確認票の提出締切日は令和7年1月31日（金）です。

（締切日以降は受付できなくなります。）

